

税に関するお知らせ

所得税の確定申告は

所得税の確定申告は、毎年1月1日から1年間に発生したすべての所得の金額と所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。（日本国内に住所がある方または現在まで1年以上日本に住んでいる方は、そのすべての所得について所得税を納める義務があります）

平成22年分の所得税（住民税・個人事業税）の確定申告の受け付けは、**2月16日(水)から3月15日(火)まで**です。（還付申告の受け付けは、平成23年1月4日(火)から始まりません）

なお、平成22年分以降に使用する確定申告書から、提出用・控用の2枚1組となりま
す。また、添付書類は、申告書の裏面に貼らず、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出します。

なお、平成21年分の確定申告を自宅で国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）「確定申告書等作成コーナー」を利用して提出された方または税務署などのパソコンを利用して提出された方は、税務署からの確定申告書などの送付はありませんので注意してください。

ただし、整理番号や予定納税額などをお知らせする必要があります。一方「お知らせがき」が送付される予定となつていきますので、こちらをご覧ください。また、税務署などに来場される場合は持参していただきますようお願いいたします。

詳しくは、釧路税務署へ問い合わせください。

大丈夫ですか？ あなたの 軽自動車



軽自動車の所有者（使用者）を変更する場合は、手続きが必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車を所有されている方に課税される税金です。

車両を売買したり廃車にする場合や住所変更、申告事項に移動があった場合は、必ず申告をお願いします。

軽自動車税は、普通乗用車などの自動車税とは異なり、月割りの制度はありませんので4月1日現在の所有者が4月2日以降に廃車の手続きをされたもその年度の税金を全額納めていただくこととなります。

手続きを忘れると、トラブルを起す恐れがありますので注意してください。

なお、手続きは車種により異なりますので、下表を確認してください。

※古物商に引き取ってもらっても、届け出がされていない場合がありますので、必ず自分で確認し廃車の手続きをしてください。

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカー など	役場税務課税務係（1階⑧番窓口） ☎485-2111内線151	・新所有者の認印 ・標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイールローダーなど）		
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ・125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路陸運支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2521)	

消費税・地方消費税(個人事業者)の 確定申告はお早めに!

個人事業者の方の消費税・地方消費税の確定申告

消費税の課税事業者(☆)に該当する個人事業者の方は、3月31日(木)までに平成22年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して釧路税務署に提出し、その消費税額・地方消費税額を納付してください。

- ☆平成22年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。
- 平成20年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- 平成20年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成21年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- (注) 事業に使用していた建物や機械などの譲渡収入も、消費税の課税売上高に含まれます。

消費税の確定申告書には「簡易課税用」と「一般用」の2種類があります。

- ①平成20年分の課税売上高が5千万円以下の課税事業者で、平成21年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税および地方消費税の確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。
- ②簡易課税制度を選択していない課税事業者または簡易課税制度を選択していても平成20年分の課税売上高が5千万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書(一般用)」を提出してください。

- 消費税・地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上額と課税仕入れなどの税額の明細などを記載した書類(付表)を添付する必要があります。
- ◆一般用: 「付表2」を添付してください。
- ◆簡易課税用: 「付表5」を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入控除税額に関する明細書(個人事業者用)」を添付してください。

申告書には、課税期間中の課税売上額と課税仕入れなどの税額の明細などを記載した書類(付表)を添付する必要があります。

◆一般用: 「付表2」を添付してください。

◆簡易課税用: 「付表5」を添付してください。

○還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入控除税額に関する明細書(個人事業者用)」を添付してください。

確定申告による消費税・地方消費税の納期限および振替納付日は、次のとおりです。

- 納期限: 3月31日(木)
- 振替日: 4月27日(水)

納付書で納付する場合は、納期限までにお近くの金融機関または釧路税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用して、自宅や事務所などからインターネットなどを利用して電子納税することができます。

提出はお早めに! 法定調書

平成22年分の法定調書の提出期限は1月31日(月)です。提出先は次のとおり書類ごとに異なりますので、お間違えのないよう注意してください。

- ◆釧路税務署
 - 給与所得の源泉徴収票
 - 退職所得の源泉徴収票
 - 不動産の使用料などの支払調書
 - その他の支払調書
- ※給与所得の源泉徴収票の法定調書合計票を添えて提出
- ◆役場税務課税務係
 - 給与支払報告書(個人別明細書)
 - 給与支払報告書(総括表)を添えて提出
 - 退職所得の源泉徴収票
- 事務の効率化に「e-Tax」
税務署へ提出する法定調書(合計表も含む)は、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して作成や提出ができ、大変便利な「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」をぜひ利用してください。



その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出すると、指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われます。大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひ利用してください。

※税に関する情報/国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)、e-Taxに関する情報/e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)

e-Taxの操作に関する問い合わせ/e-Tax作成コーナーヘルプデスク(0570-01590、平日の12月29日～1月3日を除く、午前9時～午後5時)

※利用時間の変更する場合もありますので、e-Taxホームページで事前に確認してください。